

遠藤いく子

わたくしは、議長辞職勧告決議を提案し、趣旨説明を行います。

安部議長が、2009年4月から6年間、仙台市青葉区に設置した事務所の、賃料、光熱費、新聞代、電話料金として支出した政務活動費について、不適正な支出であると約540万円の返還を求める住民監査請求が提出されました。

「政務活動費の手引き」では「自己所有又は生計を一にする親族の所有である場合は事務所賃借料に充当することは不適当」とされています。「生計を一にしていない親族だから」という議長の説明は、社会的常識から言って到底県民の納得を得られるものではありません。

さらに具体的な説明と、釈明を裏付ける書類の提出を求めたところ改めての会合がもたれましたが、十分な物ではありませんでした。

また会派への直接説明では、議長の日常の暮らしがどこなのか、質問しても明確な答えはなくあいまいであります。実は青葉区の事務所であるワンフロアーを事務所と居住の両方で使用していたのではないかとの新たな問題も浮上しました。さらに「不適正な支出ではない」ことを立証しないまま返還することは、不正を認めたことに等しい行為と言わざるを得ません。

議長は、会長懇話会や各会派への説明を行ってきましたが、不正疑惑の払拭につながる説明や、裏付ける書類の提出は、極めて不十分でした。このままでは、政務活動費の使い方に対する県民の理解や同意を得ることはできません。議会を代表し、議会改革の先頭に立つべき議長の職にあって、十分な説明も行わぬまま、その職にとどまるることは許されないと考えます。

宮城県議会が積み重ねてきた改革の歴史を踏まえ、県民の信頼を著しく損ねる状況を一刻も早く改善し、県民の信頼を取り戻すため、ここに議長辞職勧告決議を提出するものです。ご賛同を心からお願いして趣旨説明といたします。